

## 論文の内容の要旨

論文題目 明治前期における植木枝盛の「自由」論の形成と展開  
—政治制度論と社会的構想また形而上学的思考—

氏名 那希芳

本論では、大日本帝国憲法（1889年）発布以前を「明治前期」とし、その時期に展開した思想的内容をとらえるものである。明治前期における思想の大きな流れとして、個人の権利を重視する啓蒙思想と、政治制度の具体的・現実的変革を目指す自由民権運動という二つの流れは、それぞれ大事な局面を捉えている。啓蒙思想を背景に知りながら、実際に文字通り「人民」を担おうとして自由民権運動とその思想は、近代に立ち現れた、日本史上における自由と民権に関する思索の「原点」ともいえる。その原点に踏み込んだ者として、植木枝盛（1857〔安政4〕-1892）がいる。

植木は啓蒙思想と自由民権運動に深く関わり、その両方の問題意識と課題を同時に担つた人である。彼は1873-1877年の間に東京で啓蒙思想を学んだ。1877-1892年自由民権関連の重要な雑誌・新聞の編集に従事し、または日本各地を行脚して自由民権を鼓吹し、さらに自由党（1881-）の諸々の活動に参加して自由民権運動のために全身全霊を捧げた。植木は啓蒙思想によって自らの思想の基底を形成し、さらに自由民権の実践を通してその思想を鍛えてきた。彼は「自由」を軸として政治思想と社会構想さらに天地・人間観を展開している。その「自由」論には強い個人主義的傾向と天賦人権に関する普遍主義的な把握が見られる。また、植木は東西諸思想や諸宗教を広く見渡した上で独立の思考によって「自由」

論を形成しており、その思想は大変魅力的である。こうした植木の「自由」論は東アジアの近代における「自由」と「民主」の制度や理論の構築を考える際に、大変重要な意義をもっている。

植木枝盛の研究戦後一時盛んだったが、70年代以後その数は急減した。今までの植木研究は主にその自由民権思想と行動に集中し、植木については二通りの評価がある。家永三郎等は植木の人民主権・抵抗権・革命権思想を高く評価する。他方、批判者はその思想の非現実性、思想と行動の乖離及び民衆からの離脱、さらに非創造性などを指摘した。両者ともに、植木思想を完成あるいは非現実・離脱など、ある決まった視点からとらえる傾向がある。しかし、植木思想の実際の内実に踏み込んでみると、そこには時代状況や読み込んだ資料の影響を受けつつ試行錯誤しながらも、彼なりの思想が形成されていく過程がある。その形成過程はを捉えるのが本論の目的である。本文では植木の思想についてなるべくその「歴史性」に注意した。植木の「自由」論を時期ごとに捉えてゆき、その形成と展開の過程を追い、思想の変化や同時代の思想家との影響関係、さらに東西諸思想の植木に与える影響を描いてきた。資料の面では『植木枝盛集10』に収められた「著作年譜」(10 346-402頁)の無署名論文について、外崎光広の判定方法を学びつつ、独自に判定して読解を進めた。また初期新聞投書の草稿に対する読解と整理など、今まであまりなされなかった作業を行ってきた。

本論では1-9章を三部構成で執筆した。第一部は、植木の自由が当時の制度構築との関係史をとらえた。第一章では1875-1877年東京遊学時代の植木の初期思想を検討してきた。当初植木を「開化」を目標とし、人民の「智識」が一定のレベルになるまで民選議院は開設すべきではないと考えたが、議論や出版の自由を大事にする立場から政府の言論統制を批判して入獄となった後、植木は言論の自由を獲得するために「民権」を重視するようになった。同時期植木は『天道溯源』を受容して、「思想」を人の根本と捉え、人とその「思想」の自立、「思想」の自由を強調した。「思想」の自由はまたその表現方法の文章と言論の自由を導いた。

第二章では西南戦争後の植木の「西洋」認識の変化とその国際秩序構想を検討してきた。植木は徐々に「西洋」の侵略性に気付き、「亜細亜の連合」を主張した。その無理を悟つてからは「万国共議政府」と「宇内無上憲法」を構想した。それは各国の「独立」「自由」と「幸福」を保証する上での国家間の連合であり、その従うところは「各国の公議」である。植木にとって国家は人民と「万国共議政府」の中間にあり、内に対しては「民権」の保護、外に対しては「宇内無上憲法」の遵守の義務を背負っている。理想は「国家の解廃」に伴う「万国共議政府」下の「民権」の完全な実現である。

第三章では植木の政治思想の基底となる「自由」「権利」「平均」概念の意味と形成の過程を追って見た。植木は「自由」を人の根本とする。「自由」は「自然の自由」と、国家・社会の中にいて政治・法律に制限される「交際の自由」に分けられる。植木は「交際の自由」の中の思想・言論の自由と交通の自由を重視する。「権利」について、植木は『権理提

綱』の受容を通して、「権利」を「能力を活用する自由」と理解た。「平均」について、植木は自然界の平均に擬えて、人間世界の力や富が平均になるべきと考えた。こうした「平均」観からは「地方分権」論や「貧富の懸隔」批判や普通選挙論を導かれた。「自由」・「権利」・「平均」の議論において常に天賦性が強調されたのである。

第四章では、「自然の自由」から国家・社会に入って政治・法律から制限を受ける場合の「交際の自由」への移行過程と、移行後に出来上がる国家の組織に関する植木の考え方をとらえ、社会契約論、政治の効用と性質、国家の組織の三つに絞って検討した。社会契約論について植木が受け入れたのは、人が相互の約束で政府を立て、政府に自由を保護してもらう代わりに租税の義務を果たす、という部分である。彼は社会契約を歴史上の国家組織の原理と認めず、ルソーの「一般意志」説の絶対性をも疑った。立憲主義を主張する植木にとって社会契約説は放棄できない構想だが、彼はそれをかなり限定的に捉えた。「天地」の観点からして植木は政治と法律の「罪惡」を防ぐという消極的な役割しか認めなかつた。また、「公論」と「代議政体」の限界を認めつつ、日本の現実の状況に基づいて「立憲政体」を選択した。君主の神性を否定し、君主をして「政治上の責任」を負わせないように設定したのである。

第二部は植木の「自由」論から展開されたその社会構想を具体的に検討した。第五章では士族にまつわる植木の見解をまとめてみた。植木にとって士族反乱は専制の明治政府を倒して「天下を公に」するための戦いである。士族は国家の「元気」であり「愛国の精神公共の思想」に富み、「士の精神」は尊ぶべきである。植木は「公論」の形成、現実の変革、地方自治などの面で士族が牽引力になることを期待したのである。

第六章と第七章は植木の家族観と女性論を概観してみた。植木の家族観と女性論は、一つは民法の編成への関心により、一つは社会の基礎的構成単位の変革を通して自由民権を推し進めるという考えにより、展開されたのである。植木は家庭内の自由と民主の実現を通して、「家」からの個人の解放を目指している。「家」の改革は具体的には戸主制の廃止、長子相続の廃止と兄弟姉妹間の平等的相続制度の実現、「家」の存続を目的とする養子制度の撤廃、の三つを含めている。これらのテーマについて植木は原理的な説明を試みていた。女性論について、植木は男女の差異を認めた上で「男女同権」の原理を堅持し、女性参政権、女子教育、女性の社会進出を論じた。植木の女性論の形成において西洋翻訳書、特にスペンサーの著書の影響が大きいのである。またその自由民権思想の女性論への適用も重要である。

第三部は植木の「自由」思想の基底また形而上学というべき、彼の天地・人間観を検討してきた。まず第八章では「人」・「心」・「理」・「天地」にまつわる植木の議論を取り上げた。植木の「自由」思想における強い個人主義的傾向は、彼の人間論に起因する。その人間論にはキリスト教的思想と宋元明代の儒家思想双方からの影響が見られる。人の自由において植木が最も重視するのは「心上の自由」だが、これに関して仏教特に禪の影響が大きい。また、植木の「自由」思想における普遍主義的傾向は、その「理」認識に由来する。

本当の「自由自在」とは心身がともに「天地」と一体となることであり、これは植木の求める最高のそして最後の「自由」である。

第九章では、植木枝盛の超越者像を捉えてきた。総じて言えば、植木の中の超越者には「キリスト教の上帝」と「主宰的意味の超越者」の二つの系統がある。キリスト教に対して、植木は「尊人説」を境目として擁護から批判に転じた。また、「キリスト教の上帝」についても植木は1880年後半から否定するようになった。しかし植木はこの時期になっても「主宰的意味の超越者」を肯定的に捉え続けている。1881年6月から「主宰的意味の超越者」を表す言葉「天」・「天帝」・「造化」は植木の文章から消えてしまい、代りに「植木枝盛」が登場した。しかし、植木が目指すのは人と「主宰的意味の超越者」（「神君」）との完全合一であり、それを消す訳ではない。1885年10月以後、天賦人権を裏付けるために「創造的意味の超越者」と「主宰的意味の超越者」が再び登場する。しかし、この時の植木は超越者への関心が薄く、自身の定立をテーマとしていた。

終章では植木枝盛の「自由」論の特徴と意義を述べた。植木の「自由」論には三つの局面が見られる。①は人の宇宙主宰者（植木の言葉では「神君」）との完全な合一によってもたされる完全な「自由」。②は人がこの世に生まれ生活するために必要な身体と精神の「自由」。③は②の「自由」を実現させるための政治制度と社会組織の構成、その中の具体的な「自由」。①と②の方向から、植木の思想の普遍主義的な一面を、③の方向からは植木の思想の漸進主義的な一面を読み取れる。そして①が根本であり、そのため植木の思想全体には「自然主義」的傾向がある。